

○ 荊田町成年後見制度利用支援事業実施規程

(平成 28 年 12 月 26 日告示第 74 号)

目次

第 1 章 総則(第 1 条・第 2 条)

第 2 章 町長申立て(第 3 条―第 6 条)

第 3 章 町長以外の者による申立て費用の助成(第 7 条―第 13 条)

第 4 章 後見人等の業務に対する報酬の助成(第 14 条―第 20 条)

第 5 章 雑則(第 21 条)

附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この告示は、認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者(以下「要支援者」という。)の成年後見制度の利用を支援することにより、要支援者がその有する能力を活用し、自らが希望する自立した日常生活を営むことができる環境整備の実現に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 「後見開始等の審判」とは、次に掲げる審判をいう。

ア 民法(明治 29 年法律第 89 条)第 7 条の後見開始の審判

イ 民法第 11 条の保佐開始の審判、同法第 13 条第 2 項の保佐人の同意権の範囲を拡張する旨の審判及び同法第 876 条の 4 第 1 項の保佐人に代理権を付与する旨の審判

ウ 民法第 15 条第 1 項の補助開始の審判、同法第 17 条第 1 項の補助人の同意を要する旨の審判及び同法第 876 条の 9 第 1 項の補助人に代理権を付与する旨の審判

(2) 「町長申立て」とは、老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 条)第 32 条、知的障害福祉法(昭和 35 年法律第 37 号)第 28 条及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 51 条の 11 の 2 の規定に基づき、町長が行う後見開始等の審判の請求をいう。

(3) 「対象者」とは、町内に在住する(老人福祉法、知的障害者福祉法及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定による本町の措置等により町外の施設に入所している者を含む。)要支援者という。

(4) 「成年後見人等」とは、成年後見人、成年後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人及び補助監督人をいう。

(5) 「成年被後見人等」とは、成年被後見人、被保佐人及び被補助人をいう。

第2章 町長申立て

(町長申立ての判定)

第3条 町長は、町長申立てを行うに当たっては、その対象者について、次の各号に掲げる事項を総合的に考慮して、事案の決定を行うものとする。

(1) 対象者の事理を弁識する能力の程度

(2) 対象者の生活の維持、福祉サービスの適切な利用その他成年後見制度を利用することに関する必要性

(3) 配偶者及び4親等以内の親族(以下「配偶者等」という。)の存否、配偶者等による対象者保護の可能性

(4) 対象者及び配偶者等が審判請求を行う可能性

(5) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第3項第12号に掲げる福祉サービス利用援助事業その他同旨の支援利用の可能性及びその効果

(町長申立ての手續)

第4条 町長申立てに係る申立書、添付書類の提出、費用の納付その他の手續きは、当該請求に係る審判を管轄する家庭裁判所(以下「家庭裁判所」という。)の定めるところによる。

(町長申立ての費用負担)

第5条 町長は、家事審判法(昭和22年法律第152号)第7条において準用する非訟事件手続法(明治31年法律第14号)第26条の規定により、町長申立てに係る費用(以下「町長申立て費用」という。)を負担する。

(町長申立て費用の求償)

第6条 町長は、町長申立て費用に関し、本人又は関係者が負担すべきであると判断したときは、町が負担した町長申立て費用の求償権を得るため、非訟事件手続法第28条の規定に基づく手續費用の負担命令に関する職権発動を促す申立てを家庭裁判所に対して行うものとする。

第3章 町長以外の者による申立て費用の助成

(申立て費用の助成の対象者)

第7条 町長以外の者による後見開始等の審判の請求(以下「申立て」という。)
費用の助成を受けられる者は、対象者のうち次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 生活保護受給者

(2) 資産及び収入の状況から前号に準じると認められる者

(申立て費用の助成金)

第8条 申立て費用の助成金の額は、申立てに必要な手数料、登記印紙代、鑑定料及び診断書の作成費用その他申立てに必要な費用とする。

(申立て費用の助成金の交付申請等)

第9条 申立て費用の助成金を申請することができる者は、申立てを行おうとする者又は申立てを行った者(本条から第13条までにおいて「申請者」という。)とする。

2 申請者は、成年後見制度利用支援事業助成金支給申請書(様式第1号)を申立てを行う前又は申立てを行ったときに提出しなければならない。

3 前項の申請書には、次の書類を添付しなければならない。

(1) 申請者と対象者との関係が確認できる書類(住民票等)又は後見人等の決定を受けたことが確認できる書類(登記事項証明書等)

(2) 後見開始等の審判の申立て書類

(3) 申立てに要する費用の内訳を明記した書類又は申立てに要した費用が確認できる書類

(4) その他町長が必要と認める書類

(申立て費用の助成金の交付決定)

第10条 町長は、前条第2項の申請書を受けたときは、内容を審査し、申立て費用の助成についての可否を決定し、成年後見制度利用支援事業助成金支給決定・却下通知書(様式第2号)により、申請者に通知する。

(申立て費用の助成金の交付請求)

第11条 前条の規定により助成金の交付決定を受けた申請者は、成年後見制度利用支援事業助成金支給請求書(様式第3号)により、町長に助成金を請求することができる。

(申立て費用の助成金の使途等)

第 12 条 申立て費用の助成を受けた者は、申立て費用以外の目的に使用してはならない。

2 申立て費用の助成を受けた者は、町長が必要であると認めるときは、助成金収支に関する報告書を提出しなければならない。この場合において、申立てを行う前に申立ての助成金の申請を行った者は、後見人等の決定を受けたことが確認できる書類を併せて提出しなければならない。

(申立て費用の助成金の返還)

第 13 条 町長は、助成金の適切な執行が行われていないと認めたときは、申請者に対して助成金の全部又は一部を返還するよう命ずることができる。

第 4 章 後見人等の業務に対する報酬の助成

(報酬の助成の対象者)

第 14 条 後見人等の業務に対する報酬(以下「報酬」という。)の助成を受けられる者は、対象者のうち次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 生活保護受給者

(2) 資産及び収入の状況から前号に準じると認められる者

(報酬の助成金の上限額)

第 15 条 報酬の助成金の額は、家庭裁判所が報酬付与の審判により決定した報酬額の範囲内とし、対象者の生活の場が、在宅にある者にあつては月額 28,000 円を、施設又は病院等に入所又は入院中の者にあつては月額 18,000 円をその上限額とする。

(報酬の助成金の交付申請等)

第 16 条 報酬の助成金を申請することができる者は、成年被後見人等又は成年後見人等(本条から第 19 条までにおいて「申請者」という。)とする。

2 申請者は、成年後見制度利用支援事業助成金支給申請書(様式第 1 号)に、次の書類を添付して提出しなければならない。

(1) 後見人等の決定を受けたことが確認できる書類(登記事項証明書等)

(2) 報酬付与の審判決定書の写し

(3) 収入状況が確認できる書類(公的年金等の源泉徴収票の写し等)

(4) 資産状況が確認できる書類(財産目録の写し等)

(5) 領収書の写しその他の必要経費が確認できる書類

(6) その他町長が必要と認める書類

(報酬の助成金の交付決定)

第 17 条 町長は、前条第 2 項の申請書を受けたときは、内容を審査し、申立て費用の助成についての可否を決定し、成年後見制度利用支援事業助成金支給決定・却下通知書(様式第 2 号)により、申請者に通知する。

(報酬の助成金の交付請求)

第 18 条 前条の規定により助成金の交付決定を受けた申請者は、成年後見制度利用支援事業助成金支給請求書(様式第 3 号)により、町長に助成金を請求することができる。

(報酬の助成金の使途等)

第 19 条 報酬の助成を受けた者は、報酬以外の目的に使用してはならない。

2 報酬の助成を受けた者は、町長が必要であると認めるときは、助成金収支に関する報告書を提出しなければならない。

(報酬の助成金の返還)

第 20 条 町長は、助成金の適切な執行が行われていないと認めるときは、申請者に対して助成金の全部又は一部を返還するよう命ずることができる。

第 5 章 雑則

(委任)

第 21 条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

様式第 1 号(第 9 条・第 16 条関係)

成年後見制度利用支援事業助成金支給申請書

[別紙参照]

様式第 2 号(第 10 条・第 17 条関係)

成年後見制度利用支援事業助成金支給決定・却下通知書

[別紙参照]

様式第 3 号(第 11 条・第 18 条関係)

[別紙参照]